

平成20年度
予算編成方針説明会

平成19年11月14日
西原町財政課

説明会の目的

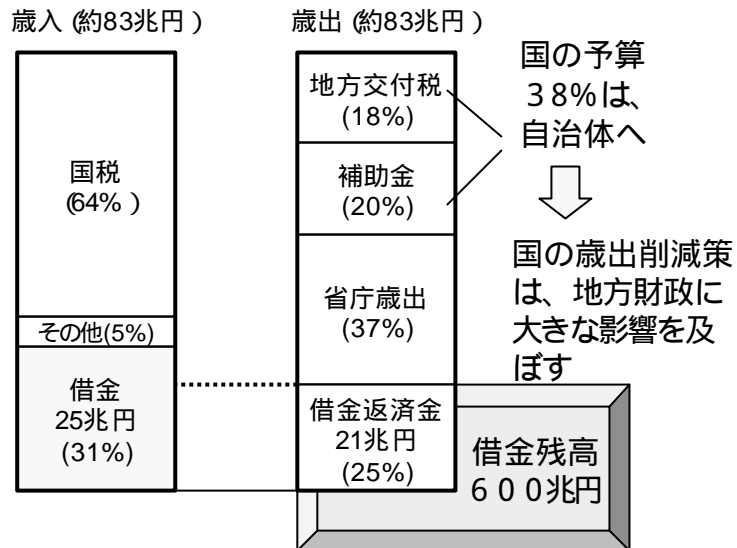
予算編成作業がスムーズに行えるように次の内容を説明します。

1. 国の動向
2. 本町の財政状況
3. 20年度の収支見通し
4. 留意事項
5. 新システム入力説明



1. 国の動向

国の予算 (H19)



国の借金残高H 600兆円程度

(家計に例えると年収500万円の世帯で5,600万円の借金を抱えていて、さらに毎年240万円借金している状態です)

西原町の借金残高H 約105億円

(残高を人口で割り、町民1人当たりの町の借金残高31万円、類似団体H 平均31万円と同額)

105億円は、一般会計のみの残高。町全体では143億円。

国の予算編成方針

「基本方針2006」に則り 最大限の削減を行う

経済財政改革の基本方針2007」より

「基本方針2006」
財政健全化の取り組みとして、
平成23年度までに約11兆円から14兆円の歳出
を削減する。
地方財政については、地方公務員人件費、地方単
独事業等の徹底した見直しを行うとしている。

20年度地方財政全体の見通し

(総務省仮試算)

- ・ 地方税は増収見込みで2.7%増
- ・ 地方交付税4.2%減
- ・ 一般財源総額は0.3%増
- ・ 歳出は、公債費、社会保障で増となる分、
給与関係経費(1.5%減)、投資的経費(3%
減)を抑え、総額は、前年度同額

20年度地方財政の課題

- ・ 国と地方の役割分担 (税源) の見直し
- ・ 地域間で格差のある法人二税の見直し
- ・ 「ふるさと納税」の実現
- ・ 一般会計だけでなく、特別会計等を含めた財政状態の評価 (財政健全化法) に対する対応 (連結実質赤字比率など)

2 . 本町の 財政状況

財政指標（18年度・県内41市町村中）

- ・ 財政力指数 …… 3位 (0.63)
- ・ 経常収支比率 ……16位 (88.0)
- ・ 公債費負担比率 ……15位 (14.2)
- ・ 実質公債費比率 …… 8位 (10.4)

財政指標は、県内でもいい方だが、
今後控えている事業も多い。

今後計画されている主な事業

- ・ 庁舎建設（10億円）
- ・ 西地区区画整理事業（102億円）
- ・ 最終処分場建設負担金
- ・ 退職手当特別負担金
（今後5年間で、35人 / 約2億円）

基金残高（18年度末）

財源不足を補てんする基金

（財政調整基金、減債基金）

3億3,000万円

その他目的基金

（庁舎建設、福祉基金など）

11億1,000万円

合 計

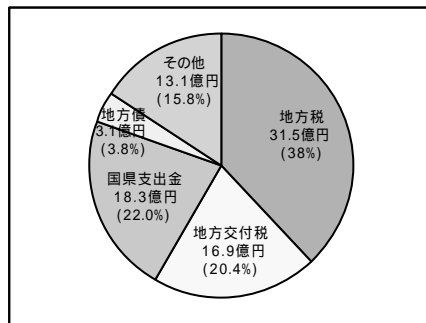
14億5,000万円

（H 14億8,000万円）

3.20年度の 収支見通し

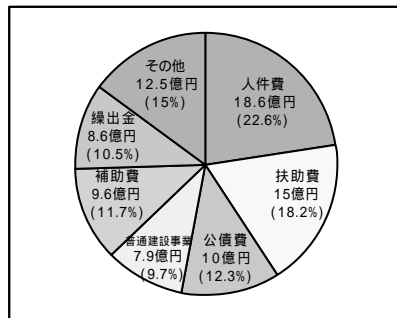
歳入 82億9,000万円

- 町税は伸び率を勘案し7,800万円(2.5%)増
- 地方交付税7,400万円(4.2%)減
- 臨時財政対策債4,800万円(15.4%)減



歳出 82億2,000万円

- 扶助費で約8,000万円(5.6%)増
- 公債費で約3,500万円(3.6%)増
- 普通建設事業で12億5,000万円(61.2%)減



平成20年度当初予算概算見込み

歳入	82億9,000万円
— 歳出	82億2,000万円
合計	7,000万円

(19年度財源不足額 3億9,000万円)

あくまでも現段階の見込みである。

20年度予算は、19年度ほどの財源不足には陥らない状況が見込まれるが、平成21年度以降、庁舎建設や西地区区画整理事業等、多額の経費を要する事業も計画されていることから、気を緩めずに取り組んでいく。

4.留意事項

予算要求に当たっては、予算編成方針に必ず目を通すこと。

また10月に実施した事業計画調書ヒアリングで確認した内容を予算に反映すること。

1)財源の確保

- ・ 保育料の見直し
 - ・ 町税、給食費、保育料等の徴収体制の強化
- (H 滞納繰越額 3億 5,000万円)

2)人件費の要求基準

- ・ 11月1日現在の現員を計上
(総務課資料に基づき入力すること)
- ・ 時間外勤務手当は19年度当初
予算計上額以下で要求すること

3) 経常的経費の要求基準

- ・ 経常的経費については、19年度当初予算計上額以下で要求すること。

4) 投資的経費の要求基準

- ・ 事業計画調書に基づき計上すること
- ・ 単独事業については、優先順位をつけ調整できるようにしておくこと

5)廃止及び見直しの事務事業

- ・ 事業計画調書ヒアリングで廃止と確認した事務事業は、計上しないこと。
- ・ 見直しとなった事務事業についても予算に反映すること。

6)負担金補助金の見直し

- ・ 負担金は町村会等の決定通知に基づき計上すること
- ・ 各種団体補助金は、「西原町補助金の交付に関する規則」の交付基準に基づき計上すること

7)特別会計及び公営企業会計

・一般会計に準じて要求すること

- ・ 20年度決算から、特別会計等を含めた町全体の会計に対し、財政健全化法が適用されることからこれまで以上に財政の健全化に向け努力すること

8)要求及び根拠資料提出期限

- ・ 平成19年12月3日(月)までとする。

12/4 ~ 12/28	予算見積書チェック (財政課)
1/9 ~ 1/23	1次査定 (財政課長)
1/24 ~ 2/6	2次査定 (副町長、財政課長)
2/7 ~ 2/8	町長査定
3/1	予算書印刷
3月上旬	予算 (案) 議会へ上程

その他、追加方針等
については、随時通
知いたします。

